

令和 8 年 7 月 1 日
消費者庁食品表示課

食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）に関する意見募集について

1 意見募集の対象

食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）（別紙参照）

2 意見募集の趣旨

栄養機能食品制度は 2001（平成 13）年に創設され、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）において、機能の表示ができる 20 種類の栄養成分（脂肪酸 1 種類、ミネラル 6 種類、ビタミン 13 種類）が規定されています。ある食品を栄養機能食品として販売するためには、1 日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分量が、同基準別表第 11 に定められた下限値及び上限値の範囲内にある必要があるほか、同表で定められた当該栄養成分の機能の文言だけでなく摂取をする上での注意事項等も表示する必要があります。

令和 7 年度及び令和 8 年度に消費者庁において、「栄養機能食品に関する検討会」を開催し、栄養機能食品における栄養成分の下限値・上限値及び機能の文言並びに摂取をする上での注意事項を検討し、改正案を取りまとめました。

つきましては、以下の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本案作成の参考とさせていただきます。

3 意見募集期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）から同月 30 日（木）まで（郵送の場合は同日必着）

4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

【2】～【5】については、任意記載の項目です。

なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

【1】 御意見

- * 御意見については、その理由も記載いただくようお願いいたします。
- * 御意見が 6000 字を超える場合、その内容の要旨を添付していただきますようお願いいたします。

【2】 氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）

【3】 住所（法人その他の団体にあつては所在地）

【4】 電話番号

【5】 電子メールアドレス（お持ちの場合）

(1) インターネットの場合

電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームから提出してください。

リンク：<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階

消費者庁食品表示課 意見募集担当宛て

* 封筒表面に「食品表示基準の一部を改正する内閣府令(案)について」と朱書きしてください。

5 意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、御記入いただいた氏名(法人その他の団体にあつては名称/部署名等)、住所(法人その他の団体にあつては所在地)、電話番号及び電子メールアドレスは、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、頂いた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。